

小地域福祉活動(住民の地域福祉活動)を活性化する取り組みの提案 (小地域福祉活動活性化アクションプラン)

目 次

小地域福祉活動(住民の地域福祉活動)を活性化する取り組みについての提案の経過 1

I. 提案

1. 趣旨	3
2. 本提案と従来の各社会福祉協議会の取り組みとの関係	3
3. 社会福祉協議会の目指す地域福祉および小地域福祉活動(住民の地域福祉活動)の 基本的考え方	4
4. 小地域福祉活動(住民の地域福祉活動)の取り組みの内容	4
5. 小地域福祉活動(住民の地域福祉活動)推進と社会福祉協議会事業全体との関係	8
6. 全国的な取り組み	9
用語について	10

II. 補足

1. 公費の確保	11
2. 国庫補助事業への参加	11
3. 見守り・支援に関するテーマ募金実施の提案	11
4. 全国社会福祉協議会としての取り組み、提案、調査研究の経過	12

平成 21 年 5 月

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を活性化する取り組みについての提案の経過

全国社会福祉協議会地域福祉部

1. 平成 20 年 11 月、「住民の地域福祉活動を活性化するための社協アクションプラン」を提案した。

次のような意見をいただいている。

- ・既存の地域福祉活動計画、地域福祉活動計画県推進計画との関係が分かりにくい。
- ・「アクションプラン」とは、都道府県・指定都市社協の取り組みを指すのか、全社協の取り組みを指すのか分かりにくい。
- ・全社協・都道府県社協・市町村社協の関係が明確でない。
- ・具体的な活動展開のみが先行し、取り組みの基本姿勢、趣旨が明確にされていない。
- ・けつきよく市区町村社協の事業を均一化するのか。
- ・記述されている内容が幅が狭く、偏っているのではないか…ばらばらな構成になっている。
- ・新規事業の発想は公的制度による対応が困難な課題を安易に社協事業に取り込もうというものであり、「社協による安易な住民頼み」ではないかと考える。現時点では情勢に振り回され、ウイングを広げることは、逆に社協の存在意識を薄めかねない。
- ・「住民による諸活動の推進」は、その進め方によっては、社協主導による住民の活用（動員）になるのではないかと危惧する。住民の地域福祉活動と各部門（在宅福祉サービス部門や権利擁護部門等）との連携を考える際に、まず、各部門の職員が、社協職員として、地域住民や利用者を、協力者、対象者（利用者）と位置付けるのではなく、福祉のまちづくりの主体、当事者であるという視点をもつことを明確にすべきと考える。

また、各部門の職員も、地域住民の主体的な活動（地域の課題を解決する取り組み）を応援する役割があることを明確にすべきと考える。

福祉サービス利用援助事業の利用者のなかには、地域の住民や商店等から理解や協力が得られにくく孤立している人たちが含まれている。そうした人たちについては、専門職による援助や個別支援のサービスが軸になった援助が基本になると思われるが、合わせて、地域住民や商店等との関係づくり（あるいは、関係をつくりなおしていくこと）をしていくことが大切である。

- ・「アクションプラン（案）」のなかで、都道府県・指定都市社協の取り組み欄が空欄となっているのはなぜか？それぞれの都道府県社協においては、市町村の現状を把握し支援に努めているはずである。その都道府県社協としての取り組みの役割等が記載されていないのは疑問。これまでの取り組みも把握しながら明記していただきたい。

2. したがって、つぎのような観点から、修正を行い、再度提案することとしたい。
 - ・趣旨を明確に示すことに力点を置き、基本的な事項に記述を絞る。
 - ・詳細な記述を求める意見もあるが、これは別途参考資料を作成していく。
 - ・小地域福祉活動の内容については、個々の活動を前面に出すのではなく、まず、機能の整理をはかる。
 - ・社協らしい展開をいかにはかるか、に力点を置く。
 - ・あくまで、都道府県・指定都市社協への提案であることを明確にする。
 - ・アクションプランの名称を都道府県・指定都市社協についても、全社協についても使用するかたちにしていたが、全社協から都道府県・指定都市社協への提案をアクションプランと呼ぶこととし、都道府県・指定都市社協から市区町村社協への働きかけについては、とくに名称をつけない。

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を活性化する取り組みの提案 (小地域福祉活動活性化アクションプラン)

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会

I. 提案

1. 趣旨

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）支援について、従来の実績を踏まえ、あらためて全国の社会福祉協議会が主体的な取り組みを強化していくことを提案するものである。

具体的には、当該都道府県・指定都市社協にそれぞれの県・市域状況にあった市区町村社協の活動に対する支援の強化をお願いするものである。

近年、地域福祉についての関心は高まり、種々の民間団体がその推進に携わるようになった。また、施策としての地域福祉について、国を含む行政側の取り組みが強く意識されるようになっている。そのことそのものは、地域福祉の考え方の浸透としてとらえられるべきものである。しかし、その中には、住民の地域福祉活動の「活用」、財源論からの住民の力への期待、安易な住民頼みが見られるという指摘もある。

住民の主体性を基盤にして、その福祉活動を支援してきた社協としては、あらためて社協が目指してきた地域福祉あるいは小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の考え方を明らかにするとともにその実践をすすめていくことが求められている。

同時に、社協自身が住民の主体的な福祉活動に基づく意見を十分に反映できる組織となっているか、という観点から、自らを見直す必要にも迫られている。すなわち、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を推進する組織の強化をあらためてはかることが求められている。

地域福祉を推進する中核的な団体を自負してきた組織として、社協が目指してきた地域福祉の姿を今一度鮮明にし、社協らしい展開をすすめていくことを目指し、全国的な取り組みを展開するものである。

2. 本提案と従来の各社会福祉協議会の取り組みとの関係

- ① 既に、同趣旨の都道府県・指定都市社協における地域福祉活動計画の推進計画等をすすめているところに、新たな計画を作成することを求めるものではなく、内外の状況の変化を踏まえながら、必要に応じて、重点化や追加を行い、計画的な取り組みをお願いするものである。
- ② また、市区町村社協において、地域福祉活動計画などを策定し、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を計画的に推進しているところについても、同様である。ただし、地域福祉活動計画の策定については、平成4年以来、提案しているところであり、まだ、策定していないところについては、地域福祉計画の策定促進を

含め、その策定をすすめることをあらためて提案したい。

- ③ したがって、この提案は各市区町村社協や都道府県・指定都市社協の活動内容を拘束する性格のものではない。しかし、同時に、この提案内容についての意見交換を行いながら、実践を交流し、社協グループとして目指す地域福祉の姿や方法を内外に明らかにすることをねらうものである。

3. 社会福祉協議会の目指す地域福祉および小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の基本的考え方

社協は、住民とともに要援助者の課題、地域の福祉課題・生活課題に取り組んできた。これが社協の目指す地域福祉の基本的な姿勢となっている。

近年、障害等の有無にかかわらず、地域社会から孤立する危険性を持った人びとへの働きかけの重要性がよりいっそう明らかとなり、そこにおける地域社会・住民の役割の固有性が明確になってきた。しかし、そこで展開される小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）は、制度や専門職から「活用される」というものではなく、住民の主体性に基づくものでなければならないと社協は考えてきた。

また、そのことは、すべて地域社会・住民に委ねられることを意味するのではなく、社協は、必要な時にともにニーズへの対応を行い、さらに、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の実践から明らかになったニーズを制度につなぐ、制度の改善を働きかけるという機能、すなわち、住民とともに個々のニーズの解決、地域の課題の解決にあたるという姿勢が求められている。

しかし、このような小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）推進に対する考え方には、必ずしも、関係者の共通認識とはなっていない。社協には、実践活動を強化することを通して、これを定着化させていく役割が求められている。

4. 小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の取り組みの内容

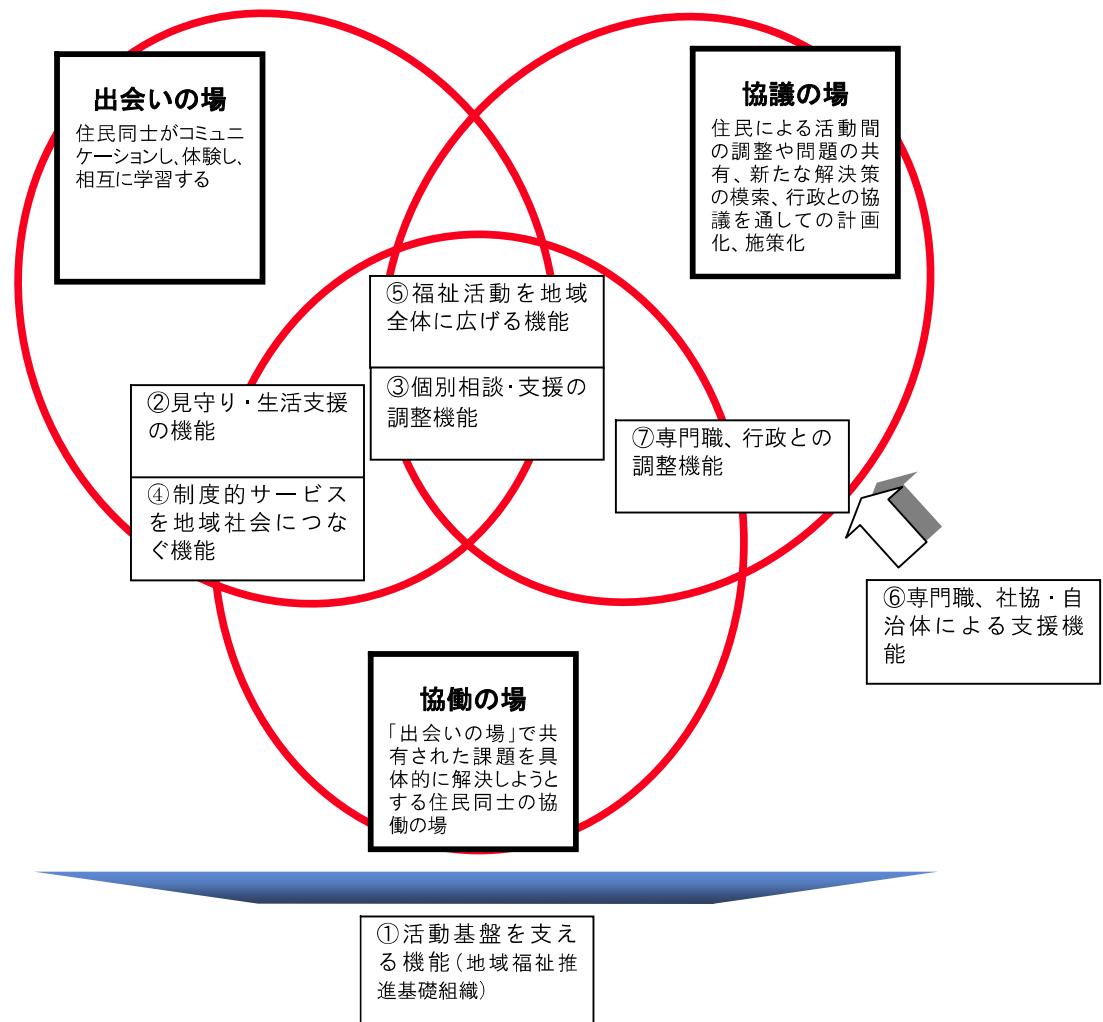
(1) 小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の枠組み（俯瞰図）

住民が地域福祉活動をすすめる際、地域の住民同士、異世代間、とりわけ地域社会から疎外されがちな障害がある人との「出会いの場」づくり、ともに福祉活動をすすめる「協働の場」づくり、地域の共通認識、福祉に関するコンセンサスの「協議の場」づくりの3つの場をさまざまな機会、活動ですすめていくことが重要である。地域住民の福祉活動を単に、サービス提供の機能から見るのではなく、地域社会の中で、多様な関係づくりがあるととらえることが重要である。

これらの場づくりを支えるための機能として次があげられる。

- ①活動基盤を支える機能
- ②見守り・生活支援の機能
- ③個別相談・支援の調整機能
- ④制度的サービスを地域社会につなぐ機能

- ⑤福祉活動を分野を超えて地域全体に広げる機能
- ⑥専門職、社協・自治体による支援機能
- ⑦専門職、行政との調整機能



②～⑦の機能の基盤となるのが、地域福祉推進基礎組織であり、これらの機能を担い、あるいは生み出し、支える役割を持つ、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）推進の基礎的な組織である。

（「小地域福祉活動の推進に関する検討会報告書」より要約）

それぞれの場において、社会福祉法人や NPO 法人が専門組織という立場ではなく、同じ地域社会に存在するもの（住民）としてプラットホームを形成するという視点も重要である。学校、会社、商店なども同様である。

(2) 地域の要援助者を支える機能と活動

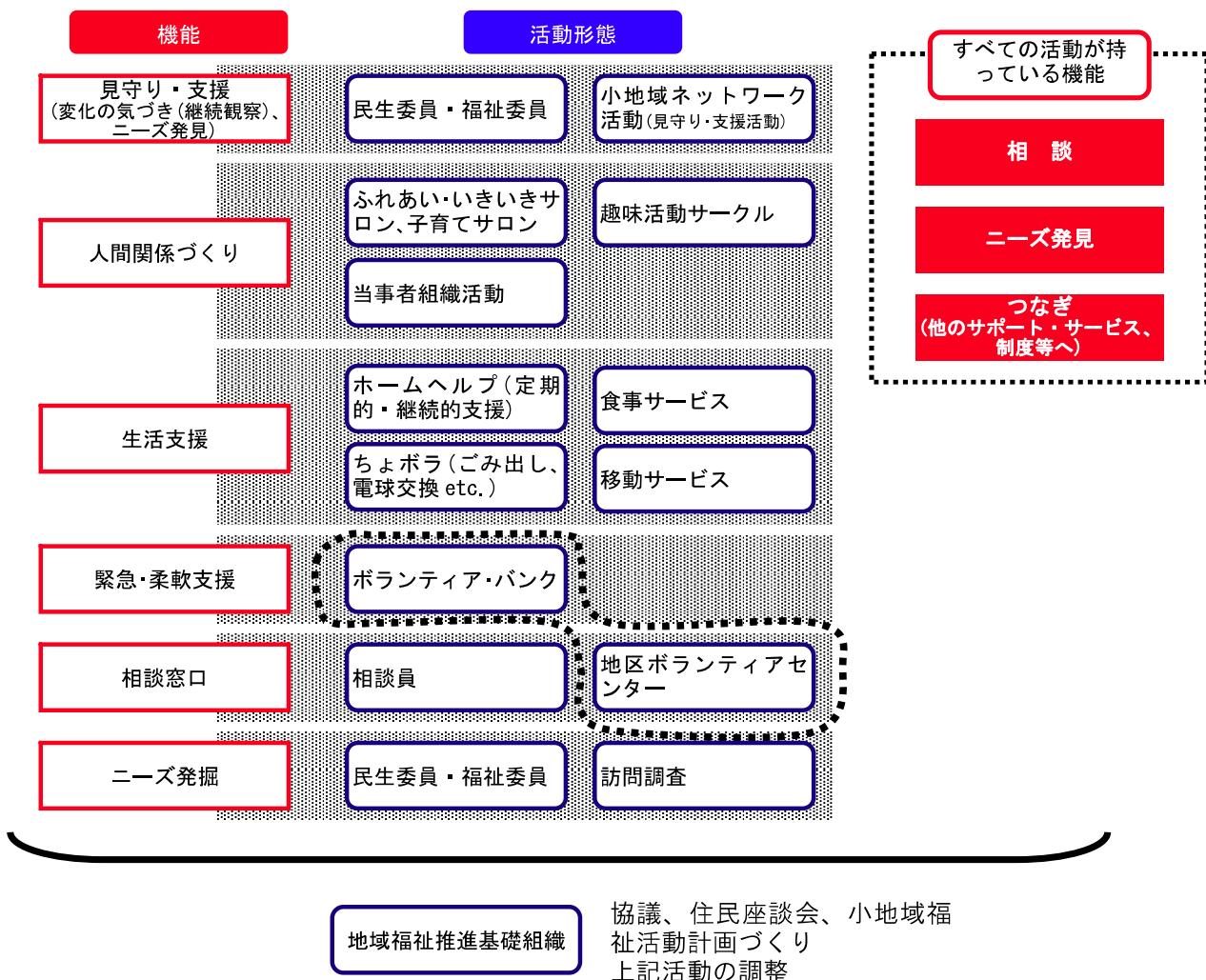
高齢者、障害者、子育て家庭などは、地域社会との関係が薄くなりがちで、それに

よって通常の生活を送ることがあやうくなるリスクを持っている。ニート、ホームレス、虐待などの深刻な問題もこれと無縁ではない。

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）が担う要援助者支援は、要援助者と地域社会をつなぐ活動ということができる。地域社会の自然な助け合い、支え合いをベースとしながら、地域社会がつながりを持つために、継続的に見守り・支援を行う仕組みをつくり日々の支援を行っているのである。

このような「見守り・生活支援」（前項の②）の機能については、下図のように、7つの機能に分けて整理することができる。その右にあげた活動形態は、現在見られる（地域で生み出されてきた）活動である。

活動を数量的に伸ばすことを目的化するのではなく、要援助者を支える上で必要とされる機能を強化するという視点が必要である。



（「小地域福祉活動の活性化に関する調査研究」より）

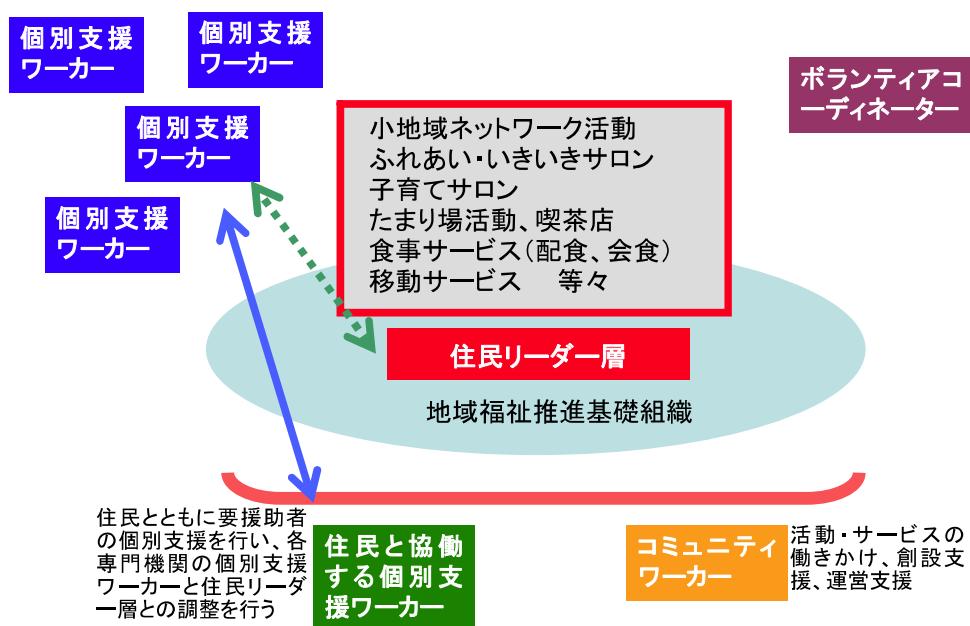
(3) 小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の基盤づくり

① 社協ワーカーの役割

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を支える社協のワーカーとしては、コミュニティワーカー、ボランティアコーディネーターがあげられる。

近年は、住民と協働して個別支援を行うワーカーの存在が注目されている（コミュニティソーシャルワーカー等の名称で呼ばれている）。

これらは、いずれも、地域社会においてその機能を發揮するソーシャルワーカーであるが、それだけでなく、「活動を担う住民とともに」あるいは「活動を担う住民の主体性を尊重して」という点が重視されるところに、特徴が見られる。



これらのワーカーは、一人のワーカーが複数の機能を担当しているかたちや、それぞれ、別のワーカーとして配置されているかたちの両方が見られる。

②行政の財政的支援

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）は、財源も共同募金や社協会費を含む民間財源を自ら集めることによって、すすめられるが、基盤整備など一定の公費も必要となる。基盤整備の中には、前項のワーカーの人事費も含まれる。

これらの公費は、社協の運営費補助ではなく、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）をすすめる住民のために社協に行政から補助される性格のものであり、社協としても住民とともにその確保をはかっていく必要がある。

③民間財源の確保

社協会費や共同募金（とくに戸別募金）は、地域の助け合いの会費ないし寄付金であり、地域の助け合い活動である小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）支援の意義をさらに浸透させ、確保していく必要がある。

④地域福祉活動計画、地域福祉計画の策定（推進）

地域福祉計画は、行政計画であるが「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」についても盛り込むこととしている。地域福祉活動計画は、地域住民や各種組織が主体的に策定する民間の活動・行動計画である。

行政が加わるかどうかという違いはあるが、両計画とも、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）やその基盤整備について記述することは、関係者の当該活動の推進について合意を得ることであり、意義は大きい。

地域福祉計画策定に消極的な自治体も見られるが、社協として、住民とともにその策定の必要性の理解を求めていく必要がある。

⑤社会福祉協議会の構成員としての地域福祉推進基礎組織

地域福祉推進基礎組織は「地区社会福祉協議会」という名称を使用していることなどから、市区町村社協の一部であると考えられている向きもあるが、基礎組織は住民組織であり、市区町村社協にとって対等につきあうべきものであることは、昭和38年の社会福祉協議会基本要項以来の伝統的な考え方である。

同時に、基礎組織は社協組織のもっとも基本となる組織であり、その代表が評議員・理事などのかたちで社協に参加するかたちをとることは欠かせない。さらに、基礎組織を構成員組織会員と位置づけ、権利・義務関係を明確にし、基礎組織の代表の中から評議員を選出する構成にすることが望ましい（構成員組織会員制度の導入）。

⑥専門組織、施設等との連携・協働

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を支えたり、協働するのは、社協だけではない。

専門組織、施設等が、前項の構成員組織会員としてあるいは協働事業のパートナーとして、地域福祉推進基礎組織等住民組織、ボランティアグループと連携・協働する場をつくっていくことが重要である。

⑦NPO法人等テーマ型組織との連携・協働

地域福祉推進基礎組織等地縁型組織は、NPO法人等テーマ型組織との連携・協働が難しい面がある。その推進を意識的にはかる必要がある。

5. 小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）推進と社会福祉協議会事業全体との関係

① ボランティアセンターの役割

ボランティアセンターは、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）より広い圏域の

ボランティア活動を支援する方に力点を置くと理解されている場合が多いが、実際には、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の中においても、地域内の役割分担的な性格が強い「頼まれ型」のボランティアと自発的意識の強い「手あげ型」のボランティアの両方が存在している。後者の場合、ボランティアセンターの役割は大きい。このように、状況や必要に応じて、ボランティアセンターが積極的に関わっていく必要がある。

② 在宅福祉サービス部門、福祉サービス利用支援部門との関係

本提案は、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を活性化することに絞ったものであるので、他の社協事業についてはあまり触れていない。しかし、在宅福祉サービスの個別支援機能や福祉サービス利用支援部門の専門職による相談機能と小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）は相互補完関係にあり、また、地域福祉型福祉サービスや権利擁護の取り組みは地域社会との連携があつてはじめて成り立つものである。その観点から部門を超えて総合的に取り組む視点が重要である。

6. 全国的な取り組み

(1) 小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）に対する評価の定着化

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の充実した活動事例が注目される機会が増え、一方「これから地域福祉のあり方に関する研究会」報告書など、行政においても、地域福祉や住民の福祉活動の重要性が認識されはじめている。

また、国庫補助事業の地域福祉活性化事業、安心生活創造事業も、期間を定めたモデル事業であつても、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の重要性を前面に出した補助金ができた意義は大きい。

しかし、社会福祉をすすめる上で欠かせないもの、地域社会にとって欠かせないものとして十分に評価されるには至っていない状況にある。社協ネットワークとして、さまざまなかたちで連携し、実践を積み重ねるとともに、情報交換、有効な広報を展開していく必要がある。

(2) 公費の確保

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を支援する専門職の人事費確保については、自治体の財政難により、ますます厳しい状況にある。地方分権の時代とは言え、この確保の働きかけを個々の市町村単位のみで行うことはきわめて困難である。

しかし、地域によっては、十分とは言えないまでも、小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を支援する地域担当の専門職を公費により配置するところが出てきている。また、地域福祉活性化事業、安心生活創造事業は一定地域（市町村より小さい単位）に専門職を配置するものである。小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）が重要であるということと、それをすすめるには、専門職の配置が欠かせないということをこれらの取り組みを通して、全国的な共通認識にしていくことが求められている。

(3) 民間財源の確保

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を支える民間財源についても厳しい状況にある。

共同募金の募金額の減少についても、不況影響のみならず、共同募金への関心の薄れが影響しているとの指摘もある。

社協としては、共同募金改革において、「小地域の助け合い活動を支える資金」として、戸別募金を再生させること、戸別募金以外の募金の強化を提案しているが、個々の地域ですすめることには限界がある。

ひとり暮らし高齢者、障害者など地域社会から孤立するリスクを持つ人びとにに対する見守り・支援の活動について全国的な募金を実施し、先駆的な取り組みに対して助成を行うと同時に、これを通して、各地の活動の活性化をはかる同時に各地域における募金の活性化をはかる。

これについて、共同募金会や関係団体に提案を行う。

用語について

本提案においては、次のように使用している。

小地域福祉活動：小地域を基礎に行われる住民の福祉活動

小地域福祉活動計画：小地域（小学校区、自治会等）単位で住民自身がみずから の福祉活動について策定する計画。「これから地域福祉のあり方に関する研究会」では、「地区福祉計画」としているが、市町村地域福祉活動計画との関連を表現するため、小地域福祉活動計画のままとしている。

支援を要する人：支援・援助・介護等を必要とする人。

要援助者：支援を要する人の略称。本来は要支援者とすべきところと思われるが、介護保険上の「要支援者」と紛らわしいので、要援助者とする。

小地域ネットワーク活動：高齢者、障害者一人ひとりに対して、担当の住民・ボランティアが見守り、訪問、生活支援を行う活動。従来、小地域ネットワーク活動と呼んできた。小地域ネットワーク活動にふれあい・いきいきサロンを入れるなど、地域福祉活動の総称として使用するところもあるので、必要に応じて「小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動）」と表現する。

ふれあい・いきいきサロン：ふれあい・いきいきサロン：利用者もボランティアも一緒に楽しい時を過ごすという気軽なたまり場の活動。高齢者、知的障害者、精神障害者、子育て家庭などさまざまな設定がある。子育て家庭の場合、**子育てサロン**と呼ぶことが多い。

II. 補足

1. 公費の確保

社協の公費確保について、厚生労働省は、平成21年度の社会・援護局関係主管課長会議において、次のように記述している。

ア 社会福祉協議会への支援

○社会福祉協議会は、地域福祉を推進する組織として、自治体や目的を共にする様々な活動主体と協働し、住民が地域で支え合う環境づくりを進めるために積極的な役割を果たすこと、また公的福祉サービスや他の民間事業者等では対応し難い人々の生活課題に対する相談支援の充実・強化についても、重点的に取り組んでいくことが求められる。

○今後、社会福祉協議会がこれらの役割を十分に発揮し、開拓性、即応性、柔軟性を活かした事業展開が可能となるよう「地域福祉活動を調整する役割を担う者（地域福祉コーディネーター）」等の専門的人材（社会福祉士等の有資格者）を配置することが重要であると考えていることから、各自治体においては所要の財政措置に配意されたい。

2. 国庫補助事業への参加

平成21年度の国庫補助新規事業の「安心生活創造事業」は、利用者を「制度の対象とならない状態の人であっても、一人暮らしなどで日常的な家族のサポートを得られない世帯等」とし、また、平成20年度より開始された国庫補助事業「地域福祉活性化事業」は、「身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を活性化すること」を目的としている。

これらは、社協が住民とともにすすめてきた小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）の焦点ともいべきものである。したがって、社協としては、これらの事業に積極的に参加し、社協による小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）推進の成果を示す必要がある。

同時に、前項にあげたように、専門職を一定地域に配置することによって、見守り・支援活動を支え、成果をあげられることを示すことが課せられている事業である。実施社協のみでなく、当該都道府県・指定都市社協ならびに全国社会福祉協議会として全面的に協力してすすめていく必要がある。

3. 見守り・支援に関するテーマ募金実施の提案

次のような全国募金を実施し、先進的な取り組みを支援するとともに、それを通じて、従来の赤い羽根共同募金への関心を高める（戸別募金、市区町村段階の募金の活性化）ことを今後提案することとしたい。

- 小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）における中核的な活動である「見守り・支

援」の民間側の取り組みを関係団体の参加を得て運動として推進する。

- 「見守り・支援」の重要性について、世の中に理解を広げ、寄付につなげる。その受け皿として中央共同募金会に基金を設立する。
- 民間側がより自由な発想で取り組むことを重視し、その先駆的な取り組みに助成を行う。
- 各地域における見守り・支援の活動は、赤い羽根共同募金が支えているので、これと区別するため、全国段階の寄付金募集とすることが適切と考える。そして、この基金により、地域の赤い羽根共同募金募集促進につなげる。

4. 全国社会福祉協議会としての取り組み、提案、調査研究の経過

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）について、社協においては、次のような取り組みを行ってきた。

小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）は、昭和38年の社会福祉協議会基本要項においては次のように触れられている。

市区町村社会福祉協議会は、その活動が地域住民の生活と直結するように学校通学区または旧町村程度の地域ごとに、その地域の社会福祉協議会またはこれに準ずる協議ならびに実践の組織を設け、もしくは既存の組織を活用し、社会福祉や保健衛生等に関する活動の推進をはかる。

この基本要項前から、昭和34年から始まった国庫補助事業「保健福祉地区組織活動」の展開などとあいまって、さまざまな実践が各地で展開されてきた。

昭和50年前後には、ふれあい型の食事サービスが生活援助型とともに、各地で始まる。

平成3（1991）年に始まった国庫補助事業「ふれあいのまちづくり事業」は、この事業は、ケアマネジメントの視点から、地域福祉コーディネーターを配置し、住民個々のニーズについて、専門機関との連携により、必要に応じて、コーディネーターが自ら個別問題の解決をはかるというもので、あわせて、小地域ネットワーク活動などの住民による支えの仕組みをつくっていくというものであった。これは、市区町村社協に、新たに職員を配置することもあいまって、個別の要援助者へのサービス・サポートを中心に据えるものとして、社協活動の発展に大きく寄与した。

また、この頃に、ニーズキャッチシステムなど、見守りをよりシステム化したものが登場し始める。

平成4年には、「小地域福祉活動の手引き」を全社協では発行し、見守り・支援のシステムとしての「小地域ネットワーク活動」の推進を提案するとともに、小地域福祉活動の基盤となる組織としての地区社会福祉協議会づくりについて、あらためて推進を提案した。

平成6年には、全社協は「ふれあい・いきいきサロン」を提案し、以後、爆発的に増えしていくこととなる。

さらに、この5、6年の間、住民の地域福祉活動推進に関わる提案を、次のとおりすす

めてきている。

	発行年月	委員長 (肩書きは当時)	主なねらい
地域福祉活動計画策定指針 —地域福祉計画策定推進と 地域福祉活動計画	平成 15 年 11 月		地域福祉活動計画の意義の 再確認と
市区町村社協発展・強化計 画策定の手引き	平成 17 年 9 月		社協の計画的な事業展開と 地域福祉活動計画との違い の明確化。
「地域福祉型福祉サービ ス」のすすめ	平成 17 年 3 月	市川一宏ルートル 学院大学学長	制度サービスと住民の福祉 活動の連携。制度サービス の改革。
「地域福祉総合相談・生活 支援システム」の構築に向 けて～市区町村社会福祉協 議会への提案	平成 17 年 11 月	山崎美貴子神奈川 県立保健福祉大学 保健福祉学部学部 長	フォーマルとインフォーマ ルが役割分担と連携しなが らすすめる総合的な相談・ 支援システムづくり
地域の福祉力の向上に關す る調査研究委員会報告書	平成 18 年 9 月	平野隆之日本福祉 大学教授	専門職と異なる固有性と力 を持つ「地域の福祉力」の 意義づけ。
小地域福祉活動の推進に關 する検討委員会報告書	平成 19 年 10 月	藤井博志神戸学院 大学准教授	地域福祉推進基礎組織の意 義と位置づけの再整理
社会福祉協議会における第 3 次ボランティア・市民活 動推進 5 カ年プラン	平成 20 年 3 月		社協ボランティア・市民活 動センターの固有性の明確 化
小地域福祉活動の活性化に 關する調査研究	平成 21 年 3 月	藤井博志神戸学院 大学准教授	自治会・町内会との関係等 地域福祉推進基礎組織の構 造の解明と小地域福祉活動 活性化の条件の整理
小地域福祉活動支援の展開 手順	平成 21 年 3 月		地域福祉推進基礎組織、見 守り・支援、サロン等の体 系的な展開手順の整理（仮 提案）
地域福祉活性化事業コーデ ィネーターの専門性・養成 に關する調査研究	平成 21 年 3 月	上野谷加代子同志 社大学教授	「住民と協働する個別支援 ワーカー」の現状の分析・ 整理